公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１４９号
山形県東村山郡山辺町大字山辺2732番地24
債務者　長谷川さゆり
1　決定年月日時　平成26年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青柳　紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月15日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２７１号
埼玉県行田市長野３丁目12番５号
債務者　加藤　宗希
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　純二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第９５６号
大阪府門真市上野口町10番３号、前住所大阪府門真市月出町７番13号　コーヨーマンション302号
債務者　西成　兼利
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　麻友
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月22日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７５３号
大阪市鶴見区横堤４丁目17番23号　ニシキハイツ205
債務者　清水　仁惠
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長屋　卓嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０４２号
大阪市東住吉区湯里２丁目５番17号
債務者　小林工務店こと　小林　祥晃
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森井　祐吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０９号
大阪府泉南市新家6005番地の１ジュネス楠台405号
債務者　山口眞由美
1　決定年月日時　平成26年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸田　好美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１９３号
兵庫県伊丹市昆陽南１丁目11番１―D706号
債務者　大和　龍馬
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曽我　智史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月29日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第３６１号
岡山市北区三野２丁目２番44―３号、旧住所岡山市北区三野２丁目２番６号111
債務者　藤本　奉文
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　幸治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月21日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５０７号
広島市中区白島九軒町９―４ホウライツルビル702号、住民票上の住所広島市東区牛田本町５丁目11番４号
債務者　舛長美穂子
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田かおり
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５０８号
広島市中区白島九軒町９―４ホウライツルビル702号、住民票上の住所広島市東区牛田本町５丁目11番４号
債務者　舛長　広基
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田かおり
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５４６号
広島市中区白島九軒町９―４ホウライツルビル702号、住民票上の住所広島市東区牛田本町５丁目11番４号
債務者　舛長　義昭
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田かおり
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６４６号
広島県安芸郡海田町東２丁目５番39―３号
債務者　戸田　裕子
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８８号
福島県郡山市山根町４番４号　カーサペガサス203号
債務者　髙橋　照子
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田美和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第４３５号
静岡県藤枝市岡部町岡部426番地の５　メゾンボナール201
債務者　西澤　美帆
1　決定年月日時　平成26年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮田　逸江
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月10日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３９号
沖縄県宜野湾市字佐真下25番地
債務者　翁長　良明
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲山　聖哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第７９号
宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所2129―１、住民票上の住所宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所9316番地
債務者　佐藤　末男
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五嶋　俊信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部